

## 山縣市水道給水管及び給水用具の設置基準

1 構造及び材料の指定は、次の基準により行う。(山縣市水道事業給水条例施行規程第6条第1項)

- (1) 配水管より取水する分水の位置は、他の給水装置が分水する位置から30センチメートル以上離すこと。ただし、異径管からは、たとえ30センチメートル以上の離れがあっても取水口を設けないこと。
- (2) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれがあるポンプに直接連結されていないこと。
- (3) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏水する恐れがないものであること。
- (4) 凍結、破損、浸食等を未然に防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- (5) 当該給水装置以外の水道管その他の設備に直接連結されていないこと。

2 指定する材料は、次に該当するものとする。(山縣市水道事業給水条例施行規程第6条第2項)

- (1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第30条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの。
- (2) 製品が水道法施行令(以下「政令という。」)第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの。
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの。

3 給水管及び量水器の口径(山縣市水道事業給水条例施行規程第7条)

- (1) 配水管より量水ボックス手前までの給水管の口径は、量水器と同径以上とし、最小口径は20ミリメートルとする。ただし、当該給水装置による水の使用量に対して著しく過大でないこととする。
- (2) 量水器の口径は、申請に基づくものとするが下表としてもよい。

量水器の口径	参考基準
13 ミリメートル	給水栓数 5栓 以下
20 ミリメートル	給水栓数 6栓 以上 12栓 以下

25 ミリメートル	給水栓数 13栓 以上 20栓 以下
30 ミリメートル	給水栓数 21栓 以上 30栓 以下
40 ミリメートル	標準使用量 160リットル/分 まで
50 ミリメートル	標準使用量 250リットル/分 まで
75 ミリメートル	管理者との詳細な事前協議による

なお、最小口径（20ミリメートル）を超える給水管を布設するものについては、他の給水装置に悪影響を及ぼさぬように計画し、使用水量計画書、損失水頭計算書等（任意様式）を提示して、水道課と事前に打ち合わせすること。

4 給水管埋設の深さと公道の占用（山口市水道事業給水条例施行規程第8条）

給水管の埋設方法は、公道にあっては、道路管理者（市道は山口市建設課、国・県道は関係する官署）と協議し決定することとするが、公道の給水管の縦断占用は認められてない。

なお埋設深は、公道の車道及び歩道部分及び私有地にあっても、車両通行可能な区間については、山口市水道課発注の配水管布設工事と同様100センチメートル以深、私有地の車両通行不能区間にあっては30センチメートル以深に埋設し、すべて、保護砂で巻きたてなければならない。ただし、布設箇所は構造上これより浅埋設する場合は、水道課及び関係官署と事前に打ち合わせをし、何らかの管防護策を講じなければならない。

5 給水管埋設の材料（山口市水道事業給水条例施行規程第9条）

配水管又は道路の布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次に定める材料を使用しなければならない。

ポリエチレン管（2層管）、ダクタイル鋳鉄管（耐震継手とする）又は、水道配水用ポリエチレン管（PE）

6 量水器ボックスの設置基準（山口市水道事業給水条例施行規程第10条）

- (1) 設置位置は、原則として建設物やフェンスの外であって当該建設物の敷地内の官民境界から1.5メートル以内の水平な場所とし、給水装置の配水管又は他の給水管の分岐部分に最も近い位置で、量水器の検針及び取替作業が容易に出来る場所を選定すること。
- (2) 量水器ボックスは、量水器に対して1クラス以上大きいもので、耐寒蓋付きのものを設置すること。
- (3) 量水器ボックスは、原則、車両輪荷重がかからない位置に設置するこ

と。やむをえず車両通行部に設置する場合は、輪荷重に耐えうるものを設置すること。

7 量水器周り資材の山口市からの貸与品

量水器周り資材の市から貸与品は量水器のみとする。量水器ボックス、副弁付伸縮止水栓、逆止弁は申請者にて費用負担し設置すること。なお、20ミリメートル以上の量水器は常時在庫がない場合があるので、必要とする場合は、1月以上前に水道課へ必要な個数を連絡すること。

8 給水装置工事完了検査

給水装置工事の完了後、ただちに完成検査を受検すること。検査は水圧テストを行い、0.75メガパスカルで15分間保持すること。なお、検査合格後、玄関近くに「検査済証」を貼り付けるため、施主に貼り付け位置を確認をしておくこと。

9 その他

この「基準」に記載がないことについては、関係法規並びに『山口市水道事業給水条例』及び『同条例施行規則』に準拠し、山口市水道課と協議し決定すること。また、関係する官署への諸手続を遅滞なく施行すること。